受発注者間の片務性（下）

～品確法は何をもたらしたのか～

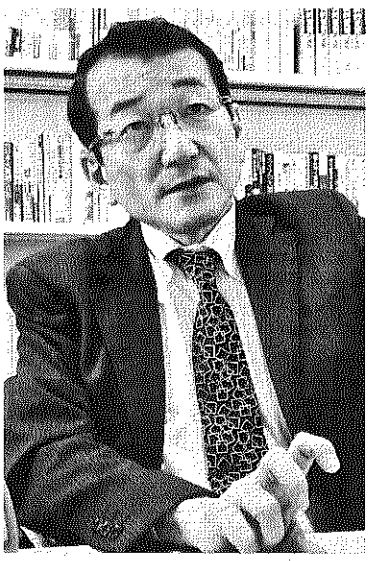

公共工事の受発注者間にある片務性の根源はどこにあるのか―。近畿地方整備局長を最後に国土交通省を退官し、現在は日本大学危機管理学部に籍を置く木下誠也教授は「建前としての〝発注者万能主義〟にある」と言い切る。片務性の解消に向け「まず、発注者自らが価格を決めるという建前から脱却すべきだ」と強調する。契約変更に関する著書があり、海外の公共調達にも詳しい木下教授に話を聞いた。

日大 木下誠也教授に聞く

改めよ『発注者万能主義』

発注者は民間も活用すべき

―発注者万能主義はなぜ生まれたのでしょうか。

「日本の公共事業はそもそも発注者の直営を原則として始まった。当時、発注者は自ら調達したため、自ら積算する能力もあった。1890年の会計法施行で、予定価格に上限拘束が生まれ、外注化が進んだ現在もそれが続いている。海外では既に上限拘束を撤廃した国がほとんどであるにもかかわらず、日本の会計法は依然として『価格は官が決める』ことをポリシーとし、その価格を上回る契約を認めていない」

―会計法が受発注者間の片務性を生んだ原因の一つということでしょうか。

「会計法令自体に、契約変更でも非開示の予定変更額を上限とする片務性がある。ただ、片務的な法令であっても、発注者は順守しなくてはならない。その弊害を防ぐように設計変更ガイドラインがあり、現場を円滑に回すために形式だけ会計法令に沿った運用がなされている。しかし、会計法令の建前を重視し『事前に受発注者が話し合うのはおかしい』『変更契は発注者だけで決める』と考える発注者がいれば、受注者がリスクを抱える結果につながる」

―受発注者間の片務性をカバーすることになるのだろう」

―発注者は職員不足でさらに能力が低下する恐れもあります。

「発注者に対しても工事規模や難易度に応じた資格取得や経験を求めてもいい。技術力が不足する発注者は、能力のある民間や第3者機関に頼るべきではないか。事業促進PPPやCM方式の導入も広がっているが、発注者に能力が不足する場合は、民間に委ねる範囲をさらに拡大することも求められる。数年に1度しか大規模工事がない発注者は、能力を有するCMRなどに監督・検査も含めて権限を委ねてもいいのではないか」

―海外の公共工事にも受発注者間の片務性はあるのでしょうか。

「日本の場合は、官積算が契約のベースにあるため、設計変更や部分払いの際に実行予算を官積算に組み直す。発注者が契約変更などの内容を決めるため、双方の話し合いがなければ片務性の問題が生じやすくなってしまう」

「海外では、法令の片務性というよりも、法令や契約を順守しないために双方が対立したり、発注者が変更増を拒否することもある。こうした事態を防ぐために、例えば米国の一部の州には『独立積算士』という中立的な存在がいる。民積算ベースの工事契約なので、ゼネコンの言いなりでもだめだし、発注者が強くなり過ぎてもいけないため、受発注者が価格面で合意できるよう中立的な立場で裁く。民積算ベースで契約する場合も、片務性を防ぐこうした仕組みは必要だ」

おわり

と判定された橋梁について、5年以内に修繕を実施できないと回答していたことが分かった。人口区町村ほど修繕費用の負担が重い現状がある。国交省は調査結果を踏まえ、自治体が安定した修繕管理者に対して、全ての橋梁・トンネルを5年に1度のペースで点検し、健全性を4段階（判定区診断された全国の橋梁は2万4351橋。このうち、市区町村が管理する橋梁は1万4680橋となっている。

人口と橋梁数は比例しておらず、20万人以上の市区町村でも1億7700万円などで1億7700万円などとなっている。

人口と橋梁数は比例しておらず、20万人以上の市区町村でも